

# 新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯に対する給付金の申請を受け付け中

物価高騰による影響を受けている方の生活を支援するため、低所得者支援給付金（1世帯当たり10万円）と、子ども加算給付金（18歳以下の子ども1人当たり5万円）を支給します。

## ○支給対象世帯

基準日（令和6年6月3日）時点で、訓子府町に住民登録があり、令和6年度から新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税（定額減税前）となった世帯であること

※ただし、以下のいずれかに当てはまる世帯は除きます。

①令和5年度の住民税非課税世帯への給付金（7万円）、または住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）を受給された世帯（未申請の世帯や受給を辞退された世帯も含まれます）
②住民税が課税されている方（子、親など）の扶養親族のみで構成される世帯
③住民税が課税となる所得があるのに未申告の方を含む世帯
④すでにほかの市町村で同様の給付金を受給した世帯、または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯
⑤租税条約による住民税の免除を受けている方を含む世帯

## ○給付金の手続き

確認書または申請書に記入の上、振り込み先口座を確認できる書類（通帳の写しなど）とともに郵送または福祉保健課窓口へ提出してください。令和6年度住民税課税状況により給付金の対象と思われる方には、7月10日付で案内を送付しています

○申請期限 10月31日(木)

# 今年の敬老祭は9月6日(金)に開催

町主催の敬老祭を9月6日(金)に開催します。今年で73回目となり、余興と料理で招待者の皆さんのお祝いをさせていただきます。

招待者については右の表に該当する皆さんにご案内します。8月初旬には出席確認のための往復はがきを郵送しますので、8月8日(木)までに返送してください。

また、当日会場で配布する「しおり」には出席される方の住所と氏名を掲載しますが、掲載の可否については事前確認が必要となりますので、招待状がお手元に届きましたら、住所と氏名の掲載を希望しない方は、招待状の「掲載しない」欄に「○」を記入してください。

なお、「掲載を希望しない」と意思表示がない方は、同意いただいたものとして名簿に掲載させていただきますのでご了承ください。

※名簿が掲載された「しおり」は、参加者および来賓の方のみ配布します。

敬老祭では、たくさんの方のご出席をお待ちしています。

※くんねっぶ静寿園に入所されている方については、例年どおり静寿園で開催される敬老会でお祝いをします。

第73回敬老祭招待者		
節 目	生まれた年	
新規招待者	数え年 75 歳	昭和 25 年生まれの方
喜寿 77 歳	数え年 77 歳	昭和 23 年生まれの方
傘寿 80 歳	数え年 80 歳	昭和 20 年生まれの方
半寿 81 歳	数え年 81 歳	昭和 19 年生まれの方
橋寿 84 歳	数え年 84 歳	昭和 16 年生まれの方
米寿 88 歳	数え年 88 歳	昭和 12 年生まれの方
卒寿 90 歳	数え年 90 歳	昭和 10 年生まれの方
珍寿 95 歳	数え年 95 歳	昭和 5 年生まれの方
白寿 99 歳	数え年 99 歳	大正 15 年生まれの方
100 歳以上の方	大正 14 年 12 月 31 日までに生まれた方	

■問合せ 福祉保健課社会福祉係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

# 定額減税補足給付金（調整給付）のお知らせ

国の経済対策により、令和6年分の所得税および令和6年度分の住民税所得割において定額減税を実施していますが、定額減税しきれないと見込まれる方に対して減税しきれない差額分を「定額減税補足給付金（調整給付）」として支給します。

## ○支給対象者

令和6年1月1日時点で訓子府町に居住し、令和6年分推計所得税額または令和6年度住民税所得割額が課税されている納税義務者のうち、定額減税がしきれないと見込まれる方。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります

## ○給付時期

本給付金の対象となる方には、8月下旬から給付金額を記載した確認書などの送付を予定しています。詳細が決まり次第、町広報紙、町ホームページ、SNSなどでお知らせします

■問合せ 福祉保健課社会福祉係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

# 第14回まちづくり推進会議を開催

第14回まちづくり推進会議を7月2日に町公民館多目的ホールで開催しました。

まちづくり推進会議とは、町民が主体的にまちづくりに参加できるよう町民の意見をまちづくりに反映させることを目的として、定期的に開催している町民参加型会議のことです。

今回のまちづくり推進会議では、「訓子府町の住宅施策について」をテーマとして、活発な意見交換を行いました。



※会議の内容については、紙面の関係上、省略しています。

詳細な会議の結果については、右記QRから町ホームページまたは、まちづくり情報コーナー（役場庁舎1階、図書館）でご確認ください。



# 国土利用計画法に基づく土地取引の届け出のお知らせ

一定面積以上の土地取引には届け出が必要です。

土地の売買・賃貸・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届け出が必要です。

## ○届け出の対象となる面積

訓子府町の場合、全域都市計画区域外のため1万㎡以上の取り引きが対象となります

## ○届出者 土地の権利取得者（買い主など）

## ○届出期限 契約締結から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

## ○提出書類

次の書類を町に提出してください（各3部）

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした縮尺500分の1から2,000分の1程度の図面
- ・委任状（代理人が届け出する場合）

## ○罰 則

届け出をしなかった場合、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処されることがあります

## ○届け出・問合せ先

〒099-1498 常呂郡訓子府町東町398番地 訓子府町役場政策推進課（☎ 0157-47-2115）

■問合せ 政策推進課企画広報係（☎ 47-2115 役場2階 窓口11番）